

八戸工業高等専門学校寄附金事務取扱規則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日

最終改正 令和元年 7 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 八戸工業高等専門学校における寄附金に関する事務の取扱については、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（機構規則第 45 号）及び同機構間接経費取扱規則（機構規則第 132 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受入れの決定)

第 2 条 寄附金の受入れは、地域テクノセンター委員会の議を経て、校長が決定する。

(受入れ)

第 3 条 出納命令役は、受入れの通知を受けたときは、速やかに寄附金振込依頼書を当該寄附者に送付するものとする。

(事務)

第 4 条 寄附金に関する事務は総務課が処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、寄附金に関する事務の取扱について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 八戸工業高等専門学校奨学寄附金受入れ及び委任経理事務取扱規則(昭和 60 年 4 月 1 日制定)は廃止する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 15 日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。